

平成22年9月3日

国立大学法人宮崎大学における研究開発委託費に係る 研究活動の不正行為に対する措置について

経済産業省は、国立大学法人宮崎大学（以下、「宮崎大学」という。）より、同大学における研究活動の不正行為に関する報告を受け、経済産業省からの委託研究事業^注において研究活動の不正行為（ねつ造）が行われていたことを確認しました。

このため、研究活動の不正行為を行った研究者に対し、一定期間（平成23年度から5年間）経済産業省所管の全ての研究資金への申請を制限するとともに、財団法人宮崎県産業支援財団（以下、「宮崎財団」という。）に対して研究費の返還を請求する等の措置を講じることとしました。

注：経済産業省九州経済産業局から財団法人宮崎県産業支援財団へ委託した研究のうち、財団法人宮崎県産業支援財団から宮崎大学へ再委託されたもの。

1. 研究課題名

平成20年度地域資源活用型研究開発事業(宮崎県産スイートピーの未利用部分を原料とした機能性製品の開発)のうち「スイートピーポリフェノールに関する安全性評価・機能性の動物実験」

2. 研究活動の不正行為を行った研究者

宮崎大学農学部 准教授 足立 勝

3. 経緯

- (1)平成21年9月、宮崎大学研究公正委員会に対して、宮崎大学教員から研究活動の不正行為の疑いがある旨の申立が行われ、宮崎大学において調査を行うこととなりました。
- (2)平成22年7月、宮崎大学より九州経済産業局(本件執行部局)に対し、同大学農学部に所属する研究者により、経済産業省からの受託研究(再委託研究)において、研究活動の不正行為(ねつ造)が行われたと裁定したとの報告を受けました。また、平成22年8月、宮崎大学より九州経済産業局に対し、不正行為を行ったと裁定された者からの不服申立てを却下したとの報告を受けました。
- (3)これらの宮崎大学からの報告を受け、「研究活動の不正行為への対応に

関する指針（平成19年12月26日、経済産業省）」に基づき、九州経済産業局において、不正行為と認定された者に対する措置を検討するための委員会を設置し検討を行うとともに、宮崎大学による研究活動の不正行為に関する調査結果等を踏まえ、今般、当該不正行為（ねつ造）に対する措置を決定しました。

なお、宮崎大学においても、本日付けで、本件に関する調査結果を公表しております。

4. 不正の内容

平成20年度地域資源活用型研究開発事業のうち、平成20年4月1日付けで宮崎大学が宮崎財団から受託した「スイートピーポリフェノールに関する安全性評価・機能性の動物実験」における急性毒性試験等の研究の一部の成果について、本件研究者が生データや実験・観察ノートなど本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示せないため、研究活動の不正行為（ねつ造）とみなす旨の宮崎大学の裁定・調査結果の内容を確認しました。

5. 研究活動の不正行為に対する措置

宮崎財団、宮崎大学及び研究活動の不正行為を行った研究者に対し、以下の措置を講じることとしました。

- (1) 宮崎財団に対し、宮崎大学への再委託費の全額に必要な利息(年利5%)を付して、期限を定めて返還させます。また、宮崎財団に対し、事業の厳正な執行に努めるよう注意喚起します。
- (2) 宮崎大学に対し、国や独立行政法人等からの資金を適切に執行するための仕組みの構築を要請します。
- (3) 足立 勝氏に対し、経済産業省所管の全ての研究資金への申請を平成23年度から5年間制限します。

(本発表資料のお問い合わせ先)

地域経済産業グループ地域技術課長 渋谷

担当者：藤田、田村

電話：03-3501-1511(内線 2791)

03-3501-8794(直通)

九州経済産業局地域経済部技術企画課長 山田

担当者：松枝、廣重

電話：092-482-5462(直通)